

「新たな空き家利活用促進業務」受託候補者選定に係る募集要項

1 業務の名称

新たな空き家利活用促進業務（以下「本業務」という。）

2 業務の内容（提案募集の内容）

別紙「新たな空き家利活用促進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

4 業務に関する基本的事項

(1) 受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア 京都市税の滞納がない者。

イ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がない者。

ウ 破産法第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていない者。

エ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者。

オ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。

カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者。

キ 参加申込書を提出する日及び契約事業者を決定する日において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者。

ク 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

ケ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(2) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行い、京都市の文書による承認を得なければならない。

(3) 業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、30,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

(4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

(5) 委託料の支払いについて

ア 委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額を支払う。

イ 支払いは、全ての委託業務が完了し、京都市の実施する検査に合格した後、受託者からの請求により行う。

(6) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(7) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(8) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

(9) 資料の取扱い

京都市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市の承認を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

5 応募手続

(1) 提出物

ア 参加申込書（様式1） 6部（原本1部及び複写5部）

イ 企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等） 6部

ウ 業務実施体制表及び従事者の経歴（任意様式） 6部

エ 業務実績調書（様式2） 6部

本業務と同種・類似する業務の実績について記載してください（最大2件まで）。

記載した業務実績については、契約品の写し（件名、契約年月日と発注者が分かる部分のみ）等を添付してください。

オ 直近3箇年の決算関係書類（税務申告書、貸借対照表及び損益計算書） 1部

カ 提案書（様式3） 6部

評価基準の「提案の的確性」に留意しつつ、仕様書の内容に沿って、両面5枚（10ページ）以内にまとめてください。

キ 受託希望金額に関する見積書（様式4） 1部

本様式に見積金額の詳細な積算内訳を示す書類（任意様式）を添付してください。

※ 全ての提出物について、社印等の押印の必要はありません。

※ 提案書等において求める内容は、7(2)評価項目及び評価事項を参照のこと。

(2) 提出物（京都市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていない方のみ）

ア 法人の登記簿謄本の原本 1 部

イ 市民税及び固定資産税の未納がないことを証明する納税証明書の原本 1 部

※ 京都市に事業所等が所在する場合及び法人名義の固定資産を所有する場合に限る。

※ 令和 5 年度（令和 4 年 1 月 1 日～同年 1 2 月 3 1 日）の納税証明書の原本を提出のこと。

ウ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式 5） 1 部

エ 誓約書（様式 6） 1 部

※ ア、イ、ウについては、申請日前 3 箇月以内に発行のもの

(3) 提出方法

郵送又は持参による。持参の場合は、事前に連絡すること。郵送の場合は、当日消印有効とする。

(4) 提出期限

令和 5 年 5 月 2 2 日（月）

※ 持参の場合は、京都市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する京都市の休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(5) 提出先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当 戸倉、池垣）

〒 6 0 4 - 8 5 7 1 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8（分庁舎 3 階）

⎵	電 話	0 7 5 - 2 2 2 - 3 6 6 7
	F A X	0 7 5 - 2 2 2 - 3 5 2 6
	電子メール	machisai_akiya@city.kyoto.lg.jp

(6) その他

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は 1 団体につき 1 つとする。複数の提案は認めない。

ウ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できる。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

6 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法

ア 提出期限：令和5年5月8日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法：電子メール又はFAXによる

ウ 様 式：自由

エ 提 出 先：上記「5(5)提出先」と同じ

(2) 質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、令和5年5月12日（金）午後5時までに京都市情報館において公開することとする。

◆本プロポーザルのホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000311159.html>

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

7 受託候補者の選定

提出された提案書に基づき、参加者の事業実施能力を評価し、受託候補者を決定する。

(1) 選定方法

下記(2)に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、提案の順位を決定する。最も高い評価点を得た提案者を受託候補者として選定する。

なお、評価点が60点を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。

(2) 評価基準

評価項目		評価事項	評価点 (100点満点)
履行実績	同種業務の履行実績	これまでに、本業務に同種・類似する空き家の利活用促進、既存住宅の活用・流通、地域の活性化策、都市の成長戦略に係る調査・検討又は事業実施の業務の実績があるか。 (募集開始日から過去3年以内のものに限る。最大2件)。	20点
所在地	本店等の所在地	本店、支店の所在地が京都市内であるか。	10点
提案の 的確性	業務の実現性	提案書の内容が実現性の高く、的確な企画提案であるか。	30点
	業務の理解度	市の方針及び本業務の内容を十分に理解した提案であるか。	10点
	業務遂行に必要な知識等	本業務を遂行するための知識や経験を有し、他の専門事業者等とも連携した業務体制を構築できているか。	10点
受託希望金額	受託希望金額に応じて配点を行う。		20点

8 選定結果の通知及び公表

(1) 受託候補者に選定された提案者への通知

受託候補者として選定された旨を文書で通知する。

(2) 受託候補者の選定結果の公表

受託候補者の選定後、受託候補者及びその評価点、選定理由、参加した事業者名を6(2)に記載の京都市ホームページにおいて公開する。

9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が整わない場合は、京都市は次に評価点が高かった提案者を受託候補者とし、契約に関する協議を行う。

10 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

11 問合せ先

上記「5(5)提出先」と同じ